

危機管理マニュアル

枚方市立長尾小学校

令和5年4月

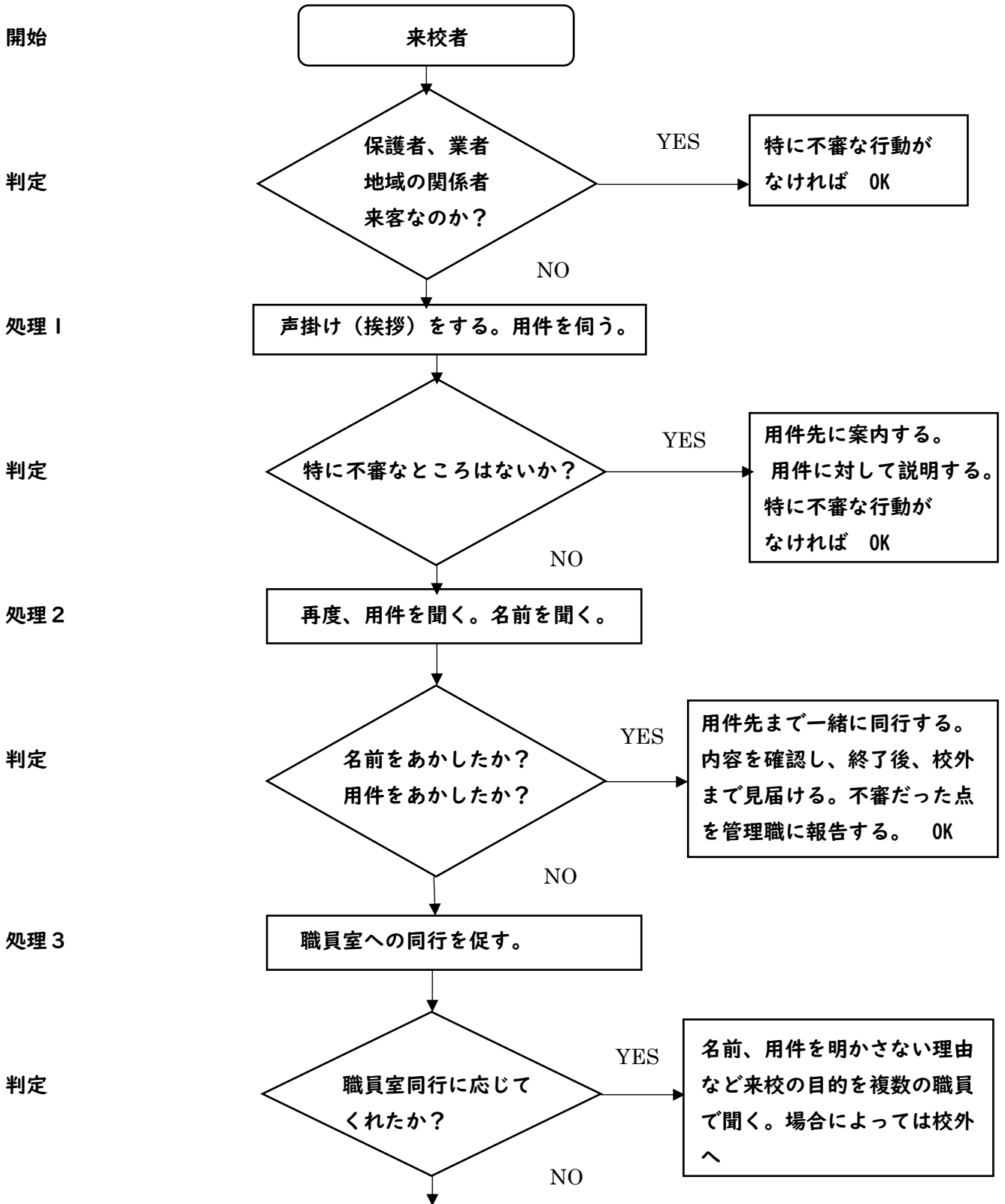
日常的な対応

- (1) 校門は、常時施錠し、児童の安全管理・安全確保を行う。
来訪者があった場合は、職員室のインターホン、モニター画面で安全を確認したうえで解錠する。
*学校安全監視委員さんの対応がない場合
 - ①「どちら様ですか?」「ご用件は?」 (*不審な場合は、担任名も確認する。)
 - ②「通用門(小扉)を開けて、お入りください。」
(安全確認後、解錠ボタンを押す・・・オレンジ色のランプが点灯)
 - ③入校の確認・施錠の確認(開扉の場合は、赤色のランプが点灯)
- (2) 北門(裏門)は、ダイヤル錠とし、給食物資搬入業者等が使用する。
*通級指導教室への通室
- (3) 学校安全監視員は、8:30~12:30 14:30~16:30 のあいだ、正門前監視員ボックスに常駐して、監視に当たる。
☆来訪者への対応 ☆不審者侵入の連絡(ボックス内の携帯電話で職員室に連絡する。)
☆ホイッスルの携帯(非常時を知らせる。)
- (4) 教材納入業者等の来校者には、監視員ボックスで来校者名簿に必要事項を記入してもらい、来校者用名札を渡し、着用をお願いする。
*教職員、来校者ともに校内では、必ず、名札を着用する。
*名札を着用していない来校者を発見した場合、必ず、挨拶等の声掛けをし、来校目的を確認する。また、名札を職員室で受け取るように伝える。
- (5) 教職員は、非常時に備えて、名札とともにホイッスル(笛)を携帯する。非常時には、ホイッスル等で危険を周囲に知らせるとともに、「火災報知発信機」のボタンを押す。

児童の安全確保

- ・不審者に対しては、児童からできるだけ遠ざける手段を講じ、児童と不審者の動線が重ならないようにする。(※隣接クラス担任との連携・協力を行う。)
 - ・不審者に対しては、一人に対応しないととも、必要以上に近づかないようにする。
 - ・ホイッスル、火災報知発信機、消火器、さすまた、いす、ほうきなどを使用する。
- *校内緊急放送の連絡、指示に従う。
- (6) Jアラートの対応
 - ・鳴ったら屋内に入り、放送を聞き、指示に従う。

確認フローチャート



名前、用件、職員室への同行を願えない場合は、校外へ速やかに出てもらおうようにする。できる限り、複数（3人以上）の職員であたる。さらに暴力行為に発展すれば、危機管理マニュアルに従い行動する。

【授業時間中に火災警報ベルが鳴った場合】

まず、あわてず校内放送を聞いて状況を把握し、指示・連絡内容に従って行動する。

1. 学級担任

- まず、放送内容が聞き取れるように、児童に対し指示をする。(内容把握・指示把握)
- 避難誘導は、避難誘導班の教員を中心に、原則、あらかじめ示された避難経路に従う。ただし、火災発生場所、地震による損壊箇所、あるいは、不審者の侵入(動き)状況によって、避難経路を確認すること。(目視、あるいは校内放送等により、状況把握を行う。)

☆日常的に、避難時の約束、避難経路の確認を各学級で行っておく。

*火災発生、地震発生、不審者侵入等の事態に即して、児童の安全確保を第一に行う。

*避難中であっても、校内放送に留意し、状況把握に努める。

*児童人数の確認(点呼)

*出席簿(避難誘導班の教員が職員室から人員把握の出来る名簿を持ち出す)をもって、安全確認をしながら非難する。(児童の氏名、人数が確認できること)

*避難場所は、原則、運動場。

*二次災害、二次的被害に留意する。

- 避難後は、すみやかに点呼を行い、人員確認報告を行う。

2. 養護教諭(保健室)

- 休んでいる児童の体調に留意しながら、避難場所へ避難する。

- 応援が必要な場合、職員室と連絡をとる。

3. 職員室にいる教職員

- 指示に従い、複数で現場に急行する。

- 状況を把握し、現場対応と職員室への連絡を行う。

- 管理職不在の場合、ランプが点灯している火災報知設備警戒区域(発生場所)を確認し、複数で状況把握を行い、校内放送を行う。

★報知機の「主音響」を停止しても、確認が終わるまで、「火災復旧」をしないこと。

(「復旧」すると、警戒区域(発生場所)の確認ができなくなります。)

- 避難後の校内の巡視・確認

校長

◎総責任者

◎状況把握を迅速、かつ的確に行い、児童の安全確保に努める。

◎教頭(放置担当者)と連絡をとり対応、報知・連絡を指示する。

教頭

◎報知担当者

(*校内緊急放送 *状況により、消防・警察、教育委員会、留守家庭児童会、近隣の学校園への連絡)

◎重要書類搬出等の指示

◎避難後の児童の人数確認(人数報告を受ける。)

4. 主事

○職員室に待機(状況に応じて、指示に従って行動する。)

○指示により、重要書類搬出

5. 技術員(校務員)

○校務員室に待機(状況に応じて、指示に従って行動する。)

【休憩時間中に火災警報ベルが鳴った場合】

(1) 報知発信場所を確認し、教頭の指示のもと、職員室にいる教職員が対応する。

(2) 校内緊急放送をよく聞き、報知発信場所、状況の把握をする。

(3) 担任は、教室へ行き、避難指示を行う。

*担任は、必ず、学級児童名、人数が確認できる出席簿を携帯する。

(4) 担任がいない場合、その階の教職員が対応する。

(5) 運動場、中庭等にいる児童に対しては、校内緊急放送で指示を行う。

*避難場所は、基本的に運動場

*状況により、消防・警察、教育委員会、留守家庭児童会、近隣の学校園への連絡を行う。

(6) 避難場所で、学級ごとに点呼、人数報告を行う。

(7) 不明児童がいる場合は、学年、クラス、氏名を確認してうえで、二人一組で探索にあたる。

【放課後に火災警報ベルが鳴った場合】

(1) 報知発信場所を確認し、教頭の指示のもと、職員室にいる教職員が対応する。

(2) 校舎内外にいる教職員、児童は校内緊急放送をよく聞き、報知発信場所、状況の把握をする。

(3) 避難の指示に従い、すみやかに避難する。(教室、校舎内に残っている児童を引率)

*状況により、消防・警察、教育委員会、留守家庭児童会、近隣の学校園への連絡を行う。

(4) 避難場所で、児童の確認、保護。(留守家庭児童会の児童の人数確認)

(5) 校内巡視を行い、残留児童がいないかどうか確認する。

《人数、安全確認後》

○状況に応じて、①授業再開 ②学年下校 ③集団下校

*緊急下校の場合、保護者、PTA 役員に対し、学級緊急連絡網・枚方市学校園情報配信メールで連絡するとともに、状況に応じて、地域見守り隊、各自治会代表等にも連絡を入れる。

緊急時の対応組織図

※火災警報ベルが鳴り、報知が行われたら、組織図の通りの分担で、各職員が行動する。

組織	不審者発見時／火災・地震発生時	児童避難後
<p>対策本部</p> <p>※重要書類 搬出班含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○校内緊急放送 ○情報収集→教職員への指示徹底 ○関係諸機関（警察・消防）へ連絡 →情報提供 ○児童避難か教室待機か判断・指示 ○負傷児童の全体把握 ○重要書類の搬出・保管 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、教職員への指示徹底 ○各学年点呼→負傷児童の確認・集約 ○警察・消防・救急誘導→情報提供 ○搬送先病院への付き添い指示 ○授業継続か一斉下校かの判断 ○保護者への対応決定→説明 ○PTA役員・市教委へ連絡 ○マスコミ対応 ○テレビ・ラジオ等からの情報収集
災害対応班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童指示 ○不審者対応／初期消火 ○校舎内巡視→不審者／火災確認 ○状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○不審者対応（警察が来るまでの時間稼ぎ） ○消火活動 ○警察・消防到着後、救助班に加わる
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童指示 ○避難経路の想定 ○避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童人数確認→児童看護 ○安否確認→負傷者確認 ○環境資料等で保護者に連絡 ○児童安全確保後、救助班に加わる
救助班	<ul style="list-style-type: none"> ○児童指示→校内巡視 →負傷児童への応急手当・搬出 ○校舎内残留児童の搜索 ○状況報告（負傷児童名を含む） ○門扉開放 ○火気用具・薬品などの状況点検 ○電気・ガス・水道点検 ○重要書類の搬出・保管 	<ul style="list-style-type: none"> ○状況報告 ○救急車に同乗→搬送先から連絡 ○門扉開放 ○火気用具・薬品などの状況点検 ○電気・ガス・水道点検
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○救護体制の確立 （救急用品の搬出、救護所の設置） ○負傷児童の全体把握 ○救急隊・医療機関への連絡 ○精神的ケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者搬送先確認 ○負傷児童保護者への連絡 （本部と連携して行う）